

○登米市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

平成28年7月27日

告示第184号

改正 平成31年1月29日告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき市内で起業をし、又は事業を引き継ぐ隊員に対し登米市地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「隊員」とは、登米市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年登米市告示第128号。以下「設置要綱」という。）第2条の規定により任用されている者及び任用期間が終了した日から1年未満の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる隊員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、設置要綱第3条第3項の規定により任用を取り消された者及び隊員としての任用期間が1年未満の者を除く。

- (1) 任用期間の終了の日前1年以内に市内で起業する者又は事業を引き継ぐ者
- (2) 任用期間の終了の日から1年以内に市内で起業する者又は事業を引き継ぐ者

2 補助金の交付は、隊員1人につき1回に限る。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市の活性化に資する事業であること。
- (2) 公序良俗に反しない事業であること。
- (3) 風俗営業など公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される事業でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導の受入れに要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、100万円を限度とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第7条 規則第3条第3項の規定により提出する書類は、起業又は事業承継に係る事業計画書とする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 隊員は、この補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、事業終了後5年間保管しなければならない。

(2) 隊員は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第10条第1項第1号の規定により、市長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

ア 補助金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更

イ 補助対象事業の内容の重大な変更

(交付決定前着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要があるときは、登米市地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定前着手届（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定により添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 請求書及び領収書の写し

(2) 活動実施状況の写真、資料等

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第11条 規則第21条第2項の規定により処分の制限を受ける財産及び期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産及び期間とする。ただし、処分の制限を受ける期間であっても、災害等やむを得ない場合にあつては、市長の承認を受け処分することができるものとする。

(財産管理台帳の整備)

第12条 補助金の交付を受ける隊員は、補助事業で取得した財産について、登米市地域おこし協力隊起業支援補助金財産管理台帳（様式第2号）により財産台帳を作成するものとする。

2 前項の規定により財産台帳に登載した財産については、この事業で取得したことを表示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年1月29日告示第15号)

この告示は、平成31年3月31日から施行する。